⑷　落札者の決定方法　上記３で特定された見積者で、契約制限価格の制限の範囲内で有効な見積を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の見積価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、落札者としない場合がある。

⑸　低入札価格調査　上記５⑷ただし書きの目的を達するため、本業務においては審査対象基準価格を設定し、見積価格がこれを下回る場合は、見積手続を保留し、当該見積者を対象として低入札価格調査を行う。

⑹　手続における交渉の有無　無

⑺　契約書作成の要否　要

⑻　関連情報を入手するための照会窓口は、上記４⑴に同じ。

⑼　上記２⑵に掲げる調査等競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑽　外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設市場整備課における建設コンサルタント業務等に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が技術提案書の提出者として選定されるためには、技術提案書提出要請の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。技術提案書提出要請の日は、平成30年７月31日（火）を予定する。

⑾　技術提案書のヒアリングを行う。

⑿　詳細は説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Koji Hirohata, Director General of Kyushu Branch, West Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : The design of aseismatic reinforcement for bridges in Kumamoto Expressway Office.

⑷　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 12 July 2018

⑸　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 10 September 2018

⑹　Time limit for the submission of tenders : 11 : 00 A.M. 19 October 2018

⑺　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑻　Contact point for tender documentation : Masuo Aoki, Assistant Manager of Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kyushu Branch, West Nippon Expressway Company Limited 3―13―15 Hakataekihigashi, Hakata-ku, Fukuoka City, Fukuoka Prefecture 812―0013 Japan Tel. 092―260―6115 Fax. 092―260―6118

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局札幌開発建設部が発注する一般国道452号三笠市桂沢ダム７号橋上部工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 30 年６月 25 日

北海道開発局長　和泉　晶裕

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

１　工事名　一般国道452号三笠市桂沢ダム７号橋上部工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　北海道三笠市

３　工事内容　工事延長：Ｌ＝314m、橋梁延長：Ｌ＝274m、橋梁形式（４径間連続ポステンＰＣ箱桁橋）、支間割（45.0m＋116.0m＋66.0m＋45.0m）、ＰＣ片持箱桁製作工（(コンクリート：Ｖ≒2,900㎥）・（鉄筋：Ｗ≒390ｔ）・（ＰＣケーブル：Ｗ≒110ｔ))、橋梁付属物工（支承工等）：一式、架設工（張出し架設工法＋固定支保工法）：一式

４　工事区分　ＰＳコンクリート

５　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　平成30年６月25日から平成30年７月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成30年７月26日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311　内線5480）

６　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数は、２又は３社とする。

⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「ＰＳコンクリート」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　平成15年度以降に、次の(ｱ)から(ｴ)の要件を満たすＰＣ上部工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、下記(ｱ)から(ｴ)は同一工事であること。

代表者以外の構成員については、次の(ｱ)、(ｲ)及び(ｴ)の要件を満たすＰＣ上部工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、下記(ｱ)、(ｲ)及び(ｴ)は同一工事であること。

(ｱ)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

(ｲ)　橋梁型式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋であること。ただし、ＰＣ橋の張出し架設は施工実績としてよい。

(ｳ)　最大支間長が、85m以上であること。

(ｴ)　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。